

学校の教育活動と著作権について

平成26年10月24日（金）
著作権利用等に係る教育NPO
札幌研修会

国立教育政策研究所フェロー
独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部長

大和 淳

児童生徒に対する教育として

著作者の権利の尊重

自分が著作者となる場合もある
他人の作品を利用するときには了解を得る

著作物の利用者として
著作物の創作者として

著作者の権利の尊重

自分のものが利用されるときも、他人のものを
利用するときも、契約

例外規定を活用して

特別な条件を満たす場合には、 許諾を得ずに利用できる

「授業の過程での使用のための複製」
「入試問題としての複製」
「非営利・無料・無報酬の演奏等」

入試のためであれば、問題に著作物を利用することは自由ときました。が、入試問題を学校のホームページに載せることも同様に考えてよいですか？

教育の目的であれば著作物のコピーは構わないそうですが、ドリルやワークのコピーも同様に考えてよいですか？

他人の著作物を利用して作成したプリント教材を自宅学習用に配付することは、教育目的のコピーと考えるとよいですか？

教育活動でタブレットを活用することについて、著作権に関する問題がありますか？

入試問題の二次利用で神社仏閣の写真を利用する場合、著作権の問題はあるのですか？

「コピペ」は著作権の観点から問題があるのですか？

「著作権者の権利」とは（≒「著作物の利用」とは）

著作者人格権

公表権

氏名表示権

同一性保持権

著作権（財産権）

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権・
送信可能化権

口述権

展示権

頒布権

譲渡権

貸与権

翻訳権・翻案権

二次的著作物利用権

これらの権利は著作物の創作と同時に発生（無方式主義）

著作権法第21条の読み方

(複製権)
第二十一条 著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述など著作権者に排他的な権利が認められた行為

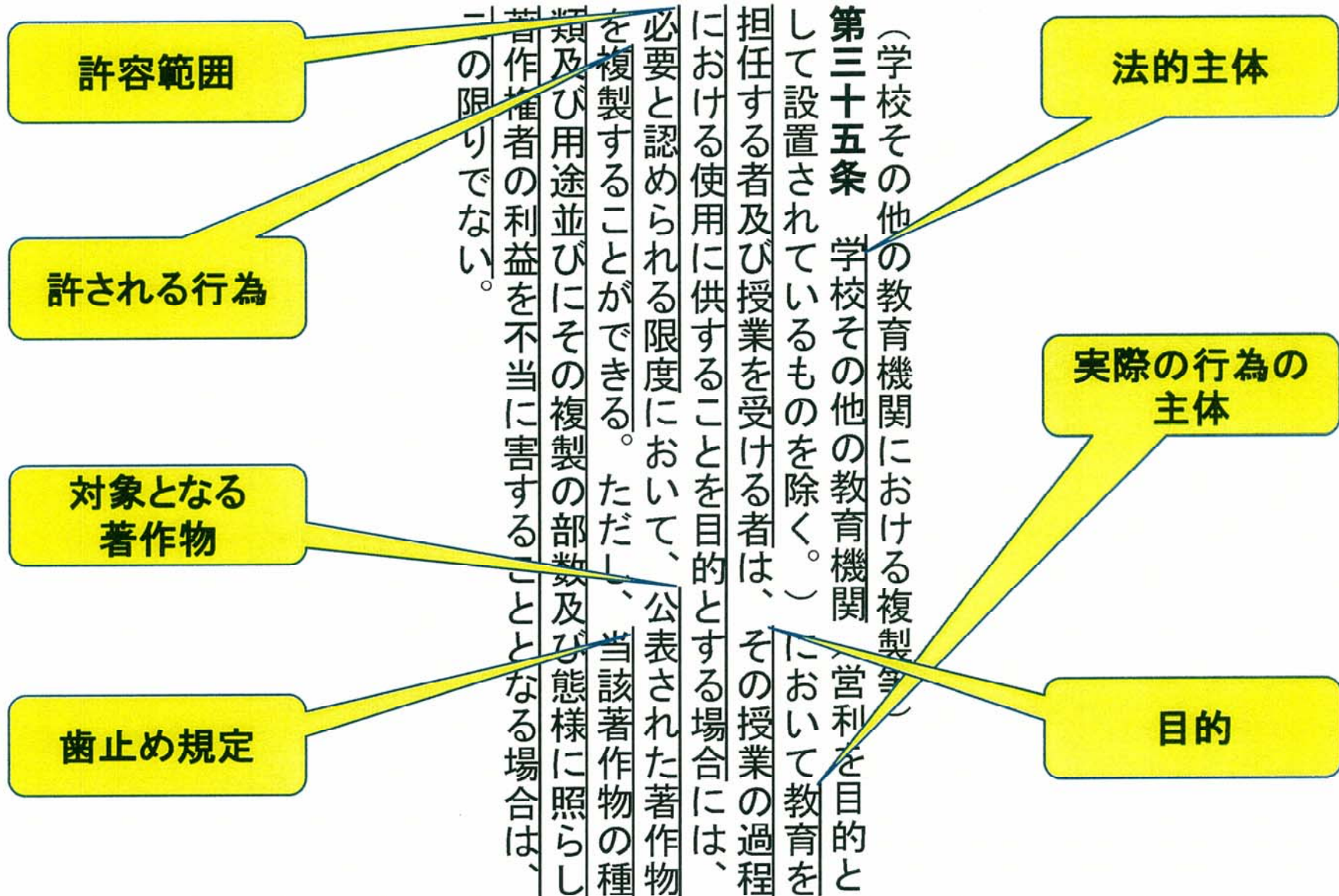
(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

「許諾を得た者」が「権利者」になるわけではない

著作権法第35条第1項の読み方



著作権法第36条の読み方

許される行為

対象となる著作物

目的・その限度

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

歯止め規定

法令上の債務

「著作権者の権利」の例外（教育現場で活用できるもの）

利用態様	条件（誰が、どんな方法で）	関係条文
教材の作成	公表された著作物、担任、授業の過程で使用、必要と認められる範囲、複製	35条1項
レポートや発表資料の作成	公表された著作物、授業を受ける者、授業の過程で使用、必要と認められる限度、複製	35条1項
音楽の演奏、劇（脚本）の上演	公表された著作物、非営利、無料、無報酬、演奏・上演	38条1項
読書感想文での引用	公表された著作物、引用の目的上正当な範囲、公正な慣行に合致、引用	32条
教材ビデオ等の上映	公表された著作物、非営利、無料、上映	38条1項
教育番組の視聴	放送される著作物、非営利、無料、公の伝達	38条3項
授業での外国語の教材の翻訳	教育機関における複製に伴う翻訳	43条
朗読、読み聞かせ	公表された著作物、非営利、無料、無報酬、口述	38条1項
図書貸出し	公表された著作物、非営利、無料、貸与	38条4項
試験問題の作成	公表された著作物、試験の目的上必要と認められる限度、複製、自動公衆送信	36条1項
同時遠隔授業での著作物の送信	双方で同時に行われる授業、授業の過程、自動公衆送信	35条2項

**「例外規定」を正しく理解する
ことは重要**

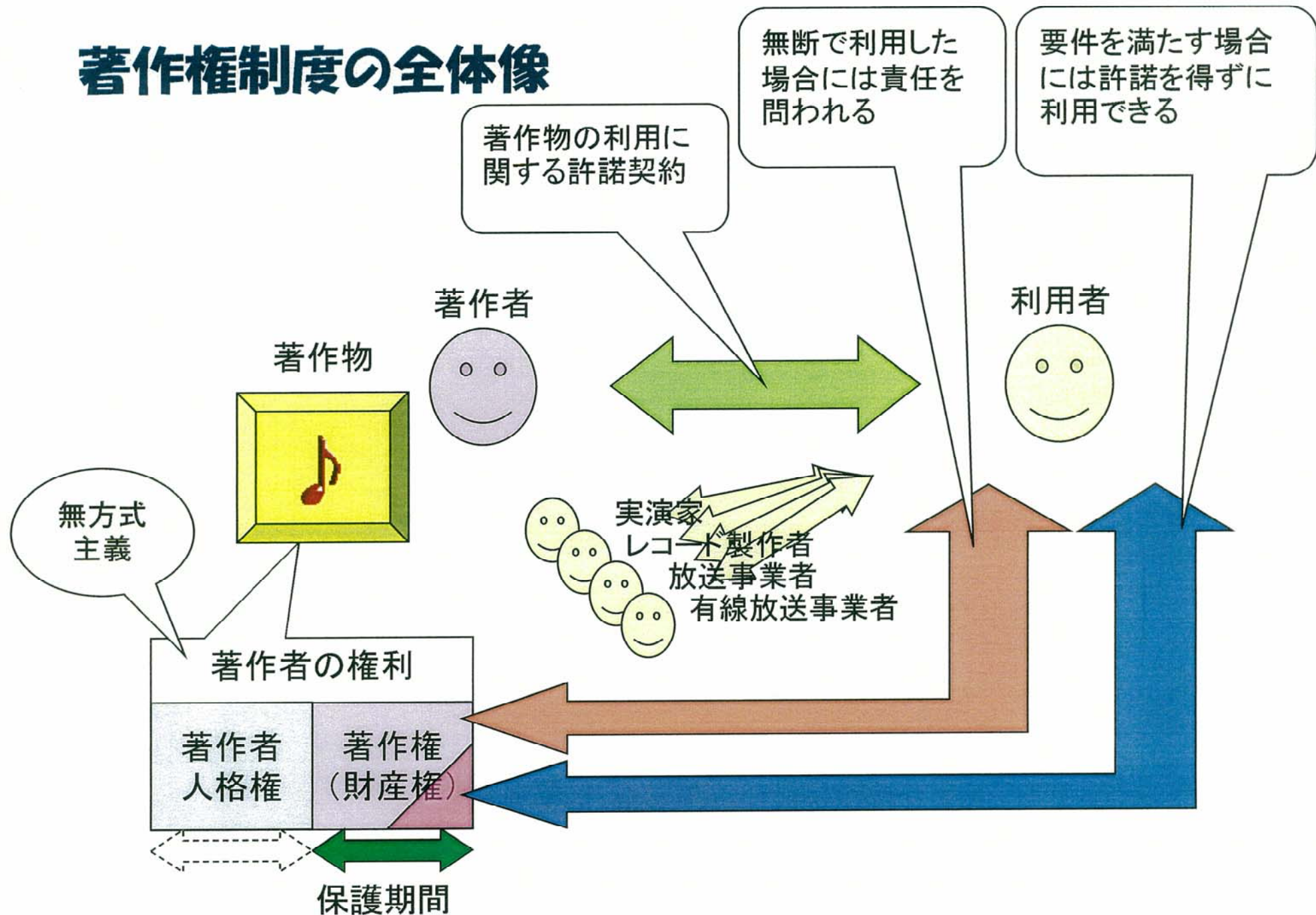
**しかし、それが「権利の尊重」
なのか？**

ある地域で開催された
教員対象の研修会で...

**「教育の目的のためであれば、
原則として著作物を利用できる。
ただし、著作権法の条文に引っ
かかると利用できない。」**

この文章には変なところがありますが、どこでしょう？

著作権制度の全体像



無償で入手できる参考資料、教材

【文化庁ホームページ】

「著作権テキスト」、「教材」、「法改正の解説」等

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html

【「5分でできる著作権教育」】

指導事例、虎の巻

<http://chosakuken.jp/>

【公益社団法人著作権情報センター】

パンフレット、コミック教材、貸出し用DVD、著作権教育実践事例紹介等

<http://www.cric.or.jp/>